9　平成二十七年七月二十五日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量三・五トン以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラについては、細目告示第二十四条第一項及び第三項、第百二条第一項及び第三項並びに第百八十条第一項及び第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十四年国土交通省告示第八百二十九号）による改正前の細目告示第二十四条第一項及び第三項並びに第百八十条第一項及び第三項の規定に適合するものであればよい。

4　平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、細目告示第二十八条第六項及び第百六条第七項の表右欄中「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則5・3・に限る。）5・及び6・（5・1・、5・3・から5・8・まで、5・11・から5・14・まで、6・4・3・4・、6・4・3・5・及び6・5・から6・6・3・までの規定を除く。）に定める基準」、「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則5・3・に限る。）に定める基準」、「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則5・2・及び6・（6・4・3・4・、6・4・3・5・及び6・5・から6・6・3・までの規定を除く。）に限る。）に定める基準」、「協定規則第八十号の技術的な要件（同規則第三改訂版の規則5・、6・及び7・（7・4・を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準」及び「協定規則第八十号の技術的な要件に定める基準」を、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国土交通省告示第八百五十四号）による改正前の細目告示別添三十「座席及び座席取付装置の技術基準」」に読み替えることができるものとする。

6　平成二十四年七月二十一日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車及び平成二十八年七月二十一日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車（平成二十六年七月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第二十八条第一項第三号及び第四号、第百六条第一項第三号及び第四号並びに第百八十四条第一項第三号及び第四号の規定は適用しないこととし、第二十八条第六項及び第百六条第七項の表右欄中「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則5・及び6・（5・1・、5・3・から5・8・まで、5・11・から5・14・まで、6・4・3・4・、6・4・3・5・及び6・5・から6・6・3・までの規定を除く。）に定める基準」を「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則5・2・及び6・（6・4・3・4・、6・4・3・5・及び6・5・から6・6・3・までの規定を除く。）に定める基準」と、「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第七改訂版補足第三改訂版の規則5・3・に限る。）に定める基準」を「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第七改訂版補足第三改訂版の規則5・2・に限る。）に定める基準」と、「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則5・及び6・（5・1・、5・3・から5・8・まで、5・11・から5・14・まで、6・4・3・4・、6・4・3・5・及び6・5・から6・6・3・までの規定を除く。）に定める基準」と読み替えることができるものとする。

7　平成二十九年七月二十五日以前に製作された自動車（平成二十六年七月二十六日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第二十八条第一項第三号及び第四号並びに第六項、第百六条第一項第三号及び第四号並びに第七項並びに第百八十四条第一項第三号及び第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十四年国土交通省告示第八百二十九号）による改正前の細目告示第二十八条第一項第三号及び第四号並びに第六項、第百六条第一項第三号及び第四号並びに第七項並びに第百八十四条第一項第三号及び第四号の規定に適合するものであればよい。

8　平成二十九年七月二十六日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第二十八条第六項及び第百六条第七項の表右欄中「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則5・3・に限る。）5・及び6・（5・1・、5・3・から5・8・まで、5・11・から5・14・まで、6・4・3・4・、6・4・3・5・及び6・5・から6・6・3・までの規定を除く。）に定める基準」、「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則5・3・に限る。）に定める基準」、「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則5・2・及び6・（6・4・3・4・、6・4・3・5・及び6・5・から6・6・3・までの規定を除く。）に定める基準」、「協定規則第八十号の技術的な要件（同規則第三改訂版補足改訂版の規則5・及び6・（5・1・、5・3・から5・8・まで、5・11・から5・14・まで、6・4・3・4・、6・4・3・5・及び6・5・から6・6・3・までの規定を除く。）に定める基準」、「協定規則第八十号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則5・2・及び6・（6・4・3・4・、6・4・3・5・及び6・5・から6・6・3・までの規定を除く。）に定める基準」及び「協定規則第八十号の技術的な要件に定める基準」を、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十九年国土交通省告示第八百五十四号）による改正前の細目告示別添三十「座席及び座席取付装置の技術基準」」に読み替えることができるものとする。

第十九条第六項を次のように改める。

6　平成二十四年七月二十一日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車及び平成二十八年七月二十一日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車（平成二十六年七月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第二十八条第一項第三号及び第四号、第百六条第一項第三号及び第四号並びに第百八十四条第一項第三号及び第四号の規定は適用しないこととし、第二十八条第六項及び第百六条第七項の表右欄中「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則5・及び6・（5・1・、5・3・から5・8・まで、5・11・から5・14・まで、6・4・3・4・、6・4・3・5・及び6・5・から6・6・3・までの規定を除く。）に定める基準」を「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則5・3・に限る。）に定める基準」と、「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第七改訂版補足第三改訂版の規則5・2・に限る。）に定める基準」と、「協定規則第十七号の技術的な要件（同規則第八改訂版補足改訂版の規則5・2・及び6・（6・4・3・4・、6・4・3・5・及び6・5・から6・6・3・までの規定を除く。）に定める基準」と読み替えることができるものとする。

7　平成二十九年七月二十五日以前に製作された自動車（平成二十六年七月二十六日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第二十八条第一項第三号及び第四号並びに第六項、第百六条第一項第三号及び第四号並びに第七項並びに第百八十四条第一項第三号及び第四号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十四年国土交通省告示第八百二十九号）による改正前の細目告示第二十八条第一項第三号及び第四号並びに第六項、第百六条第一項第三号及び第四号並びに第七項並びに第百八十四条第一項第三号及び第四号の規定に適合するものであればよい。

第二十条第十二項中「協定規則第十六号第六改訂版補足改訂版」を「協定規則第十六号第六改訂版補足第二改訂版」に、「同規則第七改訂版補足改訂版」を「同規則第七改訂版補足第三改訂版」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同規則第六改訂版補足第二改訂版」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

13　平成二十九年七月二十六日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第三十条第一項から第四項まで及び第六項並びに第百八条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十四年国土交通省告示第八百二十九号）による改正前の細目告示第三十条第一項から第四項まで及び第六項並びに第百八条第五項の規定に適合するものであればよい。

第二十九条第六項中「協定規則第四十八号第四改訂版」を「協定規則第四十八号第五改訂版」に改め、同条第七項中「協定規則第百二十三号改訂版補足改訂版」を「協定規則第百二十三号改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第十一項中「及び別添五十二」を「及び」に、「協定規則第九十八号改訂版補足改訂版」を「協定規則第九十八号改訂版補足第二改訂版」に、「協定規則第百十二号改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第十四項中「協定規則第九十八号改訂版補足改訂版」を「協定規則第九十八号改訂版補足第二改訂版」に、「協定規則第百十二号改訂版補足改訂版」を「協定規則第百十二号改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第十五項中「協定規則第百二十三号改訂版補足改訂版」を「協定規則第百二十三号改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第十六項中「協定規則第九十八号改訂版補足改訂版」を「協定規則第九十八号改訂版補足第二改訂版」に、「協定規則第百十二号改訂版補足改訂版」を「協定規則第百十二号改訂版補足第二改訂版」に改め、同条第十七項中「協定規則第百二十三号改訂版補足改訂版」を「協定規則第百二十三号改訂版補足第二改訂版」に改める。

第三十条第十三項及び第十四項中「協定規則第十九号第四改訂版補足改訂版」を「協定規則第十九号第四改訂版補足第二改訂版」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年七月二十六日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年七月二十六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

次のように改正する。

第十三条第二項中「同規則第4改訂版」を「同規則第4改訂版補足改訂版」に改める。

第二十一条第一項中「協定規則第10号第4改訂版6. 及び7. の技術的な要件」を「協定規則第10号の技術的な要件（同規則第4改訂版補足改訂版の規則6. 及び7. に限る。以下この条において同じ。）」に、「あっては、協定規則第10号第4改訂版」を「あっては、協定規則第10号第4改訂版補足改訂版」に、「協定規則第10号第4改訂版9. 3.」を「協定規則第10号第4改訂版補足改訂版9. 3.」に改め、同条第二項中「協定規則第10号第4改訂版6. 及び7. の技術的な要件」を「協定規則第10号の技術的な要件」に、「にあっては、協定規則第10号第4改訂版」を「にあっては、協定規則第10号第4改訂版補足改訂版」に、「協定規則第10号第4改訂版9. 3.」を「協定規則第10号第4改訂版補足改訂版9. 3.」に改め、同条第三項中「同規則改訂版」を「同規則改訂版補足改訂版」に改め、同条第四項第二号中「同規則第2改訂版補足改訂版」を「同規則第2改訂版補足第2改訂版」に改め、同項第三号中「同規則第3改訂版」を「同規則第3改訂版補足改訂版」に改め、同項第五号中「第4改訂版」を「同規則第4改訂版補足改訂版」に、「協定規則第94号第2改訂版」を「協定規則第94号第2改訂版補足第2改訂版」に改める。